

# 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 11 月 25 日

「(案件名)ウクライナ国農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査」  
 (公示日:2022 年 11 月 16 日/調達管理番号:22a00493)について、質問と回答は以下の通りです。

通番	当該頁項目	質問	回答						
1	10 頁(4)想定されるパイロット事業	研修(a)、(c)では本邦への招へいが計画されていますが、現在、ウクライナでは成人男性の海外渡航には特別許可が必要となっております。現地政府からの必要書類の取得、手続き等は貴機構が行っていただけるのでしょうか。また、受注者は研修の計画と実施を担当する一方、招聘にかかる渡航手続き、日本国内における宿泊先の確保など受入監理業務は、貴機構側で実施頂けるということでしょうか？	各種書類の提供やレター発出についてウクライナフィールドオフィスによる支援が可能ですが、手続きは先方政府によって行われるものですので、この承認プロセスに JICA が介入することは出来ません。 また、招聘にかかる渡航手続き、日本国内における宿泊先の確保など受入監理業務についても受注者により実施されます。						
2	11 頁(5)関係官庁・機関	調査開始時のウクライナ農業政策食料省への受注者の紹介については、貴機構の協力が得られるという理解でよろしいでしょうか。	調査開始時には、弊機構より農業政策食料省へ受注者をご紹介させていただきます。						
3	10 頁(4)想定されるパイロット事業、および 16 頁「別紙 1」プロポーザルの重要な評価部分	10 頁「(4)想定されるパイロット事業」では、研修(a):招へい、研修(b)遠隔研修、研修(c): 招へいをパイロット事業と位置付けております。そのため、16 頁「プロポーザルの重要な評価部分」の表内の No. 2 と No. 3 はどちらもパイロット事業に係る提案となっていると判断されます。No.2 は招へいを想定している研修(a)及び(c)に係る提案、No. 3 は小規模資機材の支援有効性を確認するための研修(b)	パイロット事業には、研修だけでなく、関連した機材供与も検討しています。 16 頁の表につき、以下の通り記載を改めます。						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>提案を求める項目</th> <th>特記仕様書案での該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>目的に沿った</td> <td>第4条 調査実</td> </tr> </tbody> </table>	No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項	2	目的に沿った	第4条 調査実
No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項							
2	目的に沿った	第4条 調査実							

通番	当該頁項目	質問	回答	
		<p>に係る提案事項という理解でよろしいでしょうか。  上記理解が正しいと想定してお伺いします。P10 の図における研修(b)は、「短期的支援の有効性」を確認するものとなっている一方で、P16 の No.3 では、「短期的支援および中長期的支援の有効性」を確認するものとなっております。すなわち、研修(b)の位置づけに p10 と p16 とで差異があるようです。企画競争説明書のほかの部分を見た範囲では研修(b)にかかる提案は短期的支援のみと理解しましたが、それでよろしいでしょうか？</p>	<p>パイロット事業（招へい・研修・遠隔研修）にかかる提案 テーマ、期間、内容について、迅速性を考慮した提案が期待される。</p>	<p>施の留意事項  (4)想定されるパイロット事業（研修）</p>
			<p>3 目的に沿ったパイロット事業の（機材供与）提案 短期的支援ニーズに応えるもの、および中長期的支援に向けた実証事業の二点についての提案を求める。迅速な着手が可能であること、且つ安全面を考慮した実施方法についても提案するこ</p>	<p>第4条 調査実施の留意事項  (4)想定されるパイロット事業、及び第5条 調査の内容  (2)及び(3)</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
			<p>と。</p> <p>なお、研修(b)は短期的支援策である機材供与に関連した研修であり No2 で求めています。No3は、機材供与の内容自体に関するものです。また、第5条(3)では、中長期的支援策及びパイロット事業を提案として求めています。</p>
4	19 頁(5)対象国の便宜供与	「カウンターパートの配置」が「無」となっていますが、調査実施中の交渉の窓口となる機関はパイロット事業に関する関係官庁であるウクライナ国農業政策食料省ということになるのでしょうか。本官庁はどこまでの役割と責任を負うのでしょうか。	ウクライナ国農業政策食料省は現在も続く紛争のため人手不足であることから、カウンターパートとして本調査への専属配置は期待できません。同省へは情報収集対象として調査への協力を依頼しています。
5	20 頁(3)別見積もり	「ローカルコンサルタントを中心とした調査体制」とありますが、受注者の依頼に基づいて、傭人がウクライナ国内で活動すると理解しております。この傭人の安全対策費が別見積もりの項目には含まれていないようですが、含めてもよろしいでしょうか？	傭人の安全対策費は別見積もりに含めてください。
6	P9 ③中長期的な支援策及びパイロット事業 「なお、灌漑地にかかる被害状況の分析については衛星画像情報の解析を行うこととし、～」	灌漑地に係る被害状況の分析における衛星画像情報の解析は約 30 万km <sup>2</sup> が対象となりますが、衛星画像は約 30 km <sup>2</sup> を上限に購入するという理解であっていますでしょうか？	衛星画像約 30 万km <sup>2</sup> を上限に購入することを想定しています。10 頁の脚注につき、以下のとおり修正します。 「約 30 万 km <sup>2</sup> を対象とし、衛星画像データの購入については一般業務費に含むこととする」 なお、購入する衛星画像データの他、現在実施中の「ウクライナ国国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェク

通番	当該頁項目	質問	回答
			ト」において得られた情報の活用も想定しています。なお、衛星画像データの購入については質問 8.にあるとおり、別見積としてください。
7	P9 (3) 調査スケジュール 「2023年4-5月までの実施を想定する研修(a),(b),(c)にかかるパイロット事業案(2023年5月～9月実施分)について検討し、～」	2023年4-5月までの実施を想定する研修は(a)のみで、2023年5月～9月に実施する研修は(b),(c)との理解であっていますでしょうか？	ご理解のとおりです。研修(a)は2023年4-5月までの実施を想定しています。なお、研修(b)及び(c)も早期に実施できるのであれば、ご提案ください。
8	P9 脚注 2	「衛星画像データの購入については一般業務費に含むこととする。」とありますが、これは別見積ではなく本見積の一般業務費に計上することよろしかったでしょうか。	別見積に計上してください。
9	P8 (2) 対象分野、 P10 (4) 想定されるパイロット事業	想定されるパイロット事業には、機材供与および招へいあるいは遠隔研修が含まれると理解であっていますでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	P10 (4) 想定されるパイロット事業 脚注 3 「招聘及び遠隔研修両パターンにつき、研修内容及び日程についてプロポーザルで提案すること。」	本文から、研修(a)、(c)は招へい、研修(b)は遠隔研修と理解しましたが、研修(a)、(c)については招へいと遠隔研修の両パターンをプロポーザルにて提案するという理解であっていますでしょうか？	ご理解のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
11	P9 ④その他農業セクターにおける JICA 支援策の検討 P12 (4)その他農業セクターにおける JICA 支援策の検討	P9 には「農業セクター全般」、「農業セクターにおける DX 等についても状況を整理」とありますが、P12(4)②に記載されている「バリューチェーン」に関連するものを調査すればよいのでしょうか？	「④その他農業セクターにおける JICA 支援策の検討」で提案いただく事項は、バリューチェーンに関連した支援策に限りません。
12	P20. (1)報酬について  および P38,39 と P51 コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン 2022 年 4 月(2022 年 11 月追記版)	1)「～、報酬単価を定めず、直接人件費、一般管理費等を直接積算ください。」とありますが、「～、報酬単価を定めず、直接人件費、 <u>その他原価</u> 、一般管理費等を直接積算ください。」が正でその他原価も含まれることでよろしかったでしょうか。  2)左記ガイドラインでは $\text{一般管理費等} = \text{業務原価} (= \text{直人費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) \times \beta / 1 - \beta$ となっており、「 <u>直接経費</u> 」も計算式に含まれます。 本件では定額計上や別見積の指示がありますが、定額計上、別見積を問わず、直接経費として計上される全ての金額を「 <u>直接経費</u> 」として計算することが必須になるのでしょうか。 本件は国内業務主体ではあるものの、定額の再委託費、機材費などが高額のために、「一般管理費等」の金額が大きくなってしまいますので、質問させていただく次第です。  3)左記ガイドラインでは「非紛争影響国 ・ 紛争影響国」の区分によって「一般管理費等」の金額が異なります(β	1) ご指摘のとおりです。記載漏れがあり申し訳ありません。該当部分を以下のとおり修正します。 <b>【修正前】</b> 「～、報酬単価を定めず、直接人件費、一般管理費等を直接積算ください。」 <b>【修正後】</b> 「～、報酬単価を定めず、直接人件費、 <u>その他原価</u> 、一般管理費等を直接積算ください。」  2)ご理解いただいたとおり、定額計上、別見積を問わず、直接経費として計上される全ての金額を「 <u>直接経費</u> 」として計算ください。  3)経理処理ガイドラインに基づき、本件は非紛争影響国単価(β = 35%)となります。

通番	当該頁項目	質問	回答
		が前者35%・後者40%)。本件はどちらに該当しますでしょうか。	
13	P20 定額計上・定量計上について	「5)本邦研修(または招へい)に関する業務4.00人月。」とありますが、この4人月のポジション配分は提案可能という理解でよろしいでしょうか。	ご提案いただいて問題ありません。
14	P9 第4条 調査実施の留意事項 (2) 対象分野 ③ 中長期的な支援策およびパイロット事業(研修等)の検討	衛星画像情報の解析対象となる約30万km <sup>2</sup> (国土の約半分)について、貴機構で具体的に想定されている範囲はありますか？	河川流域等を中心に国土の約半分を想定しております。
15	P9 第4条 調査実施の留意事項 (2) 対象分野 ③ 中長期的な支援策およびパイロット事業(研修等)の検討	『ウクライナ国土の約半分(約30万km <sup>2</sup> )を解析対象とする』旨の記載がある一方、注2においては『約30km <sup>2</sup> を対象』とあります。 両者の記載に相違がある点について、誤記載なのか、それとも解析対象(約30万km <sup>2</sup> )と購入対象(30km <sup>2</sup> )で各々の対象が定義されているのか、どちらの理解が正しいでしょうか？  仮に解析対象、購入対象共に30万km <sup>2</sup> となる場合、実際に衛星画像を購入する範囲については具体的な指定がありますでしょうか？	購入対象30万km <sup>2</sup> の誤りです。 河川流域等を中心に国土の約半分を想定しておりますが、灌漑被害状況分析に必要な範囲をご提案いただければと思います。
16	P9 第4条 調査実施の留意事項 (2) 対象分野 ③ 中長期的な支援策およびパイロット事業(研修等)の検討	衛星画像データの購入について、『一般業務に含むこととする』とありますが、解像度等のスペックが不明確であるため、プロポーザルで提案するという理解で宜しいでしょうか？	灌漑被害状況分析に必要な範囲をご提案いただき、一般業務費に含めてください。 なお、衛星画像データの購入については質問8.にあるとおり、別見積としてください。

通番	当該頁項目	質問	回答
17	P9 第4条 調査実施の留意事項 (2) 対象分野 ③ 中長期的な支援策およびパイロット事業(研修等)の検討	上記同様、一般業務費に含む衛星データの購入費用については、定額計上は想定されておらず、提案によるものという理解で宜しいでしょうか？	定額計上ではなく、一般業務費に含めてください。なお、衛星画像データの購入については質問8.にあるとおり、別見積としてください。

以上